

千葉県感染症対策審議会結核対策部会運営要領

(設 置)

第1条 結核に関する専門的事項について調査及び審議を行うため、千葉県感染症対策審議会に結核対策部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- 一 結核対策に関すること。
- 二 その他結核の専門的事項に関すること。

(構 成)

第3条 部会は、千葉県感染症対策審議会委員のうち感染症対策審議会長が指名した者(以下「部会員」という。)及び専門委員をもって構成する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会長は、部会員の互選により選出する。

- 2 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を行う。

(会 議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、部会に属する委員の半数以上の出席がなければ、開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席した部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 部会の議決は、千葉県感染症対策審議会の議決とみなすものとする。

(庶 務)

第6条 部会の庶務は、健康福祉部疾病対策課においてこれを処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。